

交渉速報

J R 貨物労組中央本部業務部

2020年6月12日

No.19

2020年度 夏季手当妥結

基準内賃金×

1.75カ月で妥結

～2020年度 夏季手当交渉最終報告～

2020年度夏季手当交渉は5月14日の申し入れ以降、真摯な労使協議を積み重ね、職場で奮闘する組合員の想いを背景に闘ってきました。4月7日には全国に緊急事態宣言が発令されて不要不急の外出自粛が要請されている中においても、指定公共機関の使命を果たすため通常業務を行ないながら新型コロナウイルス感染拡大防止に努めている組合員の切実な想いに応えるため交渉を積み重ねてきました。本日18時30分より最終交渉に臨み、席上会社は基準内賃金の1.75カ月分とする回答を示しました。

中央本部はこの間の交渉の中で、①職場の組合員は、新型コロナウイルス感染の不安を抱えながらも指定公共機関として社会的使命を果たしていること。②昨年度は多くの災害に見舞われたが経常黒字を計上できたのは組合員の努力の結果であること。③評価について職場ごと、職種ごとに評価基準があいまいであり不満が多く出されている。早急に対応すること。④現業機関で通常業務を行ない収入確保に汗している組合員に対し感謝の言葉だけでなく形で表すこと。⑤今年度新入社員が既に退職している現実を訴え、要員の確保は極めて会社の責任であり今年度予定している採用数の確保に全力で取り組むこと、など組合員の想いを訴えてきました。

これまでの交渉を踏まえた上で、①減収が続いており収入計画を下回っているものの昨年の夏季手当と同額まで引き上げることができたこと。②新型コロナウイルス感染が懸念されながらも誰1人感染者を出していないことへの感謝の意を形に表せたこと。③職場からの闘いによって昨年夏の基準額とされた考え方から上積みし組合員の労苦に報いることができたこと。④人事制度についても定着をはかるために引き続き協議していくことを確認し、中央本部は今夏季手当について、これ以上の前進はないと判断し妥結することとしました。

夏季手当獲得闘争において、職場では「3密」を避けるために集会や座談会の開催が難しい中、個別総対話など工夫した取り組みによって現状認識の一致をはかり、また、現場長要請行動を中心にFAX行動等を展開していただきました。職場から中央本部交渉を支えていただいた組合員皆さんにあらためて感謝を申し上げます。この夏季手当闘争を総括し、山積する問題の解決のために次なる闘いにむけて取り組んでいきましょう。中央本部はその最先頭で闘うことを明らかにし、夏季手当交渉の最終報告とします。

以上